

宇治市火災予防条例の一部を改正する条例を制定するについて

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、宇治市火災予防条例について所要の改正を行う。

1 サウナ設備（第7条の2、第7条の3、第44条）

(1) 改正の背景

従来の浴場等の建物内に設置されるサウナとは異なり、屋外等のテントやバレル（木樽）に放熱設備（サウナストーブ）を設置する消費熱量が小さいサウナ設備（簡易サウナ）の普及に伴い基準の見直しが図られたこと。

(2) 改正の概要

簡易サウナ設備の定義を規定し、安全を確保する装置、周囲の離隔距離及び届出について規定

現サウナ設備を一般サウナ設備に名称変更

	簡易サウナ設備	一般サウナ設備
形態	屋外等のテントやバレル（木樽）	浴場等の建物内に設置
熱源	6 kW以下の薪又は電気	気体・液体・固体燃料、電気等

簡易サウナ



テント型サウナ



バレル型サウナ

2 火災に関する注意報等（第28条の2、第29条、第45条）

（1）改正の背景

令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、総務省消防庁では林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要とされた。

このことを受け、宇治市での林野火災の発生状況や地形、気象状況等を検討し、林野に限らない火災注意報や火災警報の発令等で市民に分かりやすくすることが、林野を含む火災予防の実効性をより高めるため、宇治市案として所要の見直しを行う。

また、気象区域「京都府南部（10市8町1村）」で同一の改正を行い、地域的な統一を図る。

（2）改正の概要

	現 行	改正案（京都府南部統一）
火災注意報	<ul style="list-style-type: none"> ・火災注意報【規程】 ・努力義務なし ・発令基準【規程】 実効湿度 60%以下で最小湿度 40%以下、風速毎秒 7m 以上、京都地方気象台が 気象注意報・警報を発表など 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災注意報【条例】 ・発令時の火気付近の可燃物除去の努力義務【条例】 ・発令基準【規則】 乾燥注意報 4 日以上連続の発表
火災警報	<ul style="list-style-type: none"> ・発令時の屋外における火の使用制限及び屋内での裸火使用時の窓等の閉鎖【条例】 ・発令基準【規則】 実効湿度 55%以下で最小湿度 35%以下かつ風速毎秒 7m 以上、風速毎秒 12m 以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・発令時の屋外における火の使用制限（屋内の制限を削除）消防法第 22 条に規定するものと明記【条例】 ・発令基準【規則】 乾燥注意報 5 日以上連続かつ強風注意報の発表
発令	宇治市長が発令	宇治市長が発令

火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出について、火災と紛らわしい煙又は火災を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを追加し、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる旨を規定

3 感震ブレーカー（第29条の7）

(1) 改正の背景

大規模地震時の電気火災対策として感震ブレーカーの普及促進が必要であること。

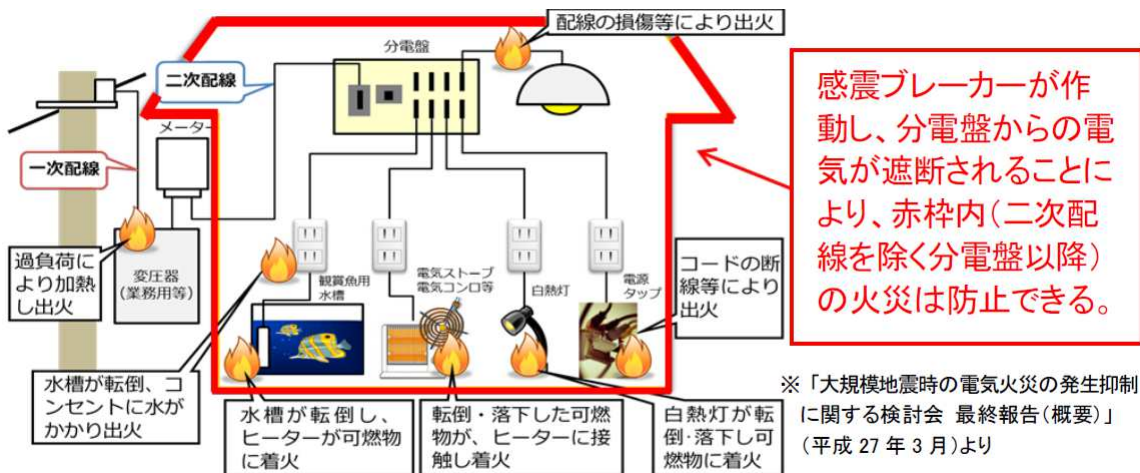
(2) 改正の概要

地震発生後の通電火災の予防対策として感震ブレーカーの普及を促進するため、住宅における火災の予防の推進の条項に感震ブレーカーを追記

感震ブレーカーの種類

分電盤タイプ（内蔵型）	分電盤タイプ（後付型）	コンセントタイプ	簡易タイプ
			
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。
約5～8万円（標準的なもの）	約2万円	約5,000円～2万円	3,000円～4,000円程度
電気工事が必要	電気工事が必要	電気工事が必要なタイプと、コンセントに差し込むだけのタイプがある	電気工事が不要

電気に起因する出火の可能性がある主な部位



4 施行期日

令和8年3月31日施行

5 罰則に関する経過措置

施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。